

報告第2号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和7年6月2日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | |
|------------|---------------------|
| 1 損害賠償の額 | 450,571円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●● ●● |

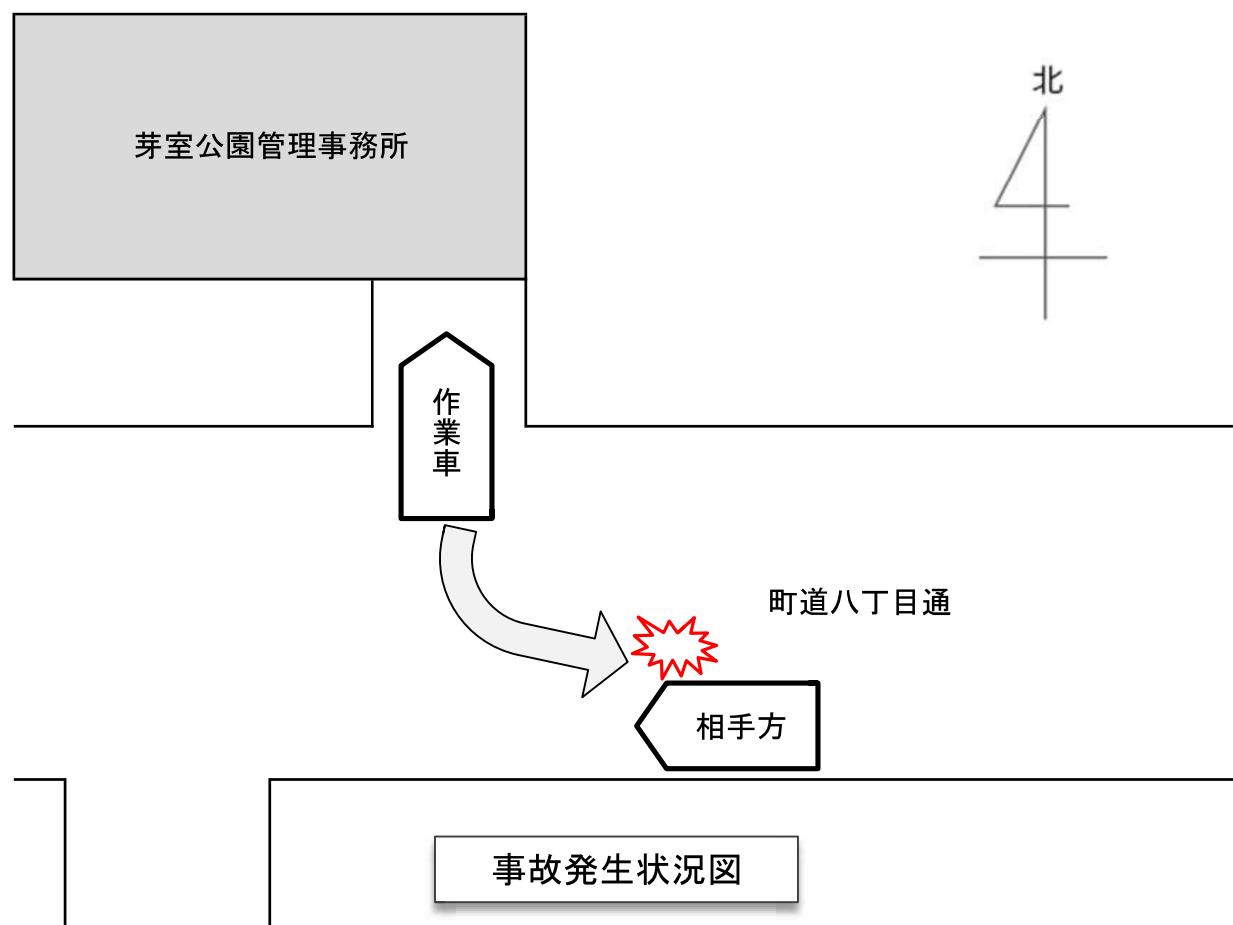
令和7年5月12日 専決処分

説 明

令和7年3月25日午前9時10分頃、町道八丁目通において、芽室公園管理事務所の車庫から作業車を後退したところ、停車中の車両に衝突し、破損させたものであります。



位置図



事故発生状況図